

令和5年度の登録について

調布市卓球連盟会長 富岡成一
総務担当

卓球連盟からのお願いと確認です。

毎年登録をされるときは「登録規定」に沿って登録を申請されていると思いますが、以前より登録有資格者以外の方が登録されているとの情報が入ってきます。

理事会でも登録について平等性を持たせるために、連盟として明確な方針を立てた方が良くいのではないかということを中心に審議を続けてまいりました。

その中の1つの意見として「登録規定を緩めてもいいのではないか」と言う話もありました。しかし調布市は登録チーム数が多く全会員は600人位在籍しております。

現在(令和4年後期)登録されているチームは男子が48チーム、女子が47チームです。今年度はリーグ戦をコロナ感染予防対策として男子、女子と別々の日程で開催しましたが、コロナ感染予防で棄権が多くあり、リーグ戦は早い時間に終わりました。今後棄権チームが減っていくことを考えると男女同日開催は厳しくなってくると思われます。

この状況から、今後年2回のリーグ戦男子、女子同日に行うのは無理との結論から男子、女子を別々の日程で行うことになりました。

そのためには今まで行っていた大会を減らすか、別の曜日に変更をして行う必要があります。(他の競技団体との調整もあって「日曜日」は調布市体育協会から今お借りしている日にち以上は無理な状況です)

平日の開催は男子の参加はむずかしく、土曜日は女子のニッタクレディース大会を見ればわかるとおり、仕事だからと人数が集まらず参加が出来ないチームがありました。

このような状況ですので、ここで登録規定を緩めていくことは無理との結論に達しました。

調布卓球連盟は現在の登録規定に則って行っていくことを再確認し、令和5年度の登録からは登録申請提出者に全責任をもって提出をしていただくことになりました。

登録者は全員が登録有資格者であることを確認し、記入すべき箇所はきちんと記入をして提出をお願いします。空欄があれば受け付けずお返しをしますので再提出となります。もし、登録を受け付けた後に登録有資格者以外の方が登録されていることが判明した場合はペナルティがあるということをご承知おき下さい。

登録資格対象外の「例」

- ・在職登録の方・・・在職中に登録をしたが5年未満で退職をされた方は登録資格対象外となります。実際に勤務されていないのに名前を借りるのはダメです。
- ・在学登録の方・・・在学中に卓球部に所属していたが卓球連盟に登録をしていなかった方は市外であれば登録資格対象外となります。
- ・在クラブ登録の方・・・5年以上クラブに登録していたが転居、転勤等で市外に移転した場合でも卓球連盟に登録を続けていけば登録は可能です。ただし、いったん登録をやめた場合は登録対象者外となります。(調布市に戻った場合は新たに登録することは可能、クラブの選択は自由とする)

※5年登録されていればOKだからと安易に資格対象外の方への声掛けはやめてください。上記の「例」以外の方もいると思いますが、迷われた時は担当理事に問い合わせてください。